


■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

***** : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

 : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 UTokyo OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2015, 宇野重規

The University of Tokyo / UTokyo OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2015, Shigeki Uno

学術俯瞰講義「クールヘッド・ウォームハート」
政治思想史と現代社会

2015年12月4日

宇野 重規(東京大学)

思想史における～問題

- マキアヴェリ問題
- アダム・スミス問題
- ジャン＝ジャック・ルソー問題

マキアヴェリ問題



マキアヴェリ問題

- 『君主論』:「狐のごとく狡猾で、獅子のごとく
 獍猛であれ」「愛されるより、怖れられるべき」
 →権謀術数、非道徳的な権力追求の思想家
- 『ローマ史論』:共和政ローマの歴史を詳述、
 「拡大する共和国」を賞賛
 →ルソー「マキアヴェリは自由の友」

アダム・スミス問題



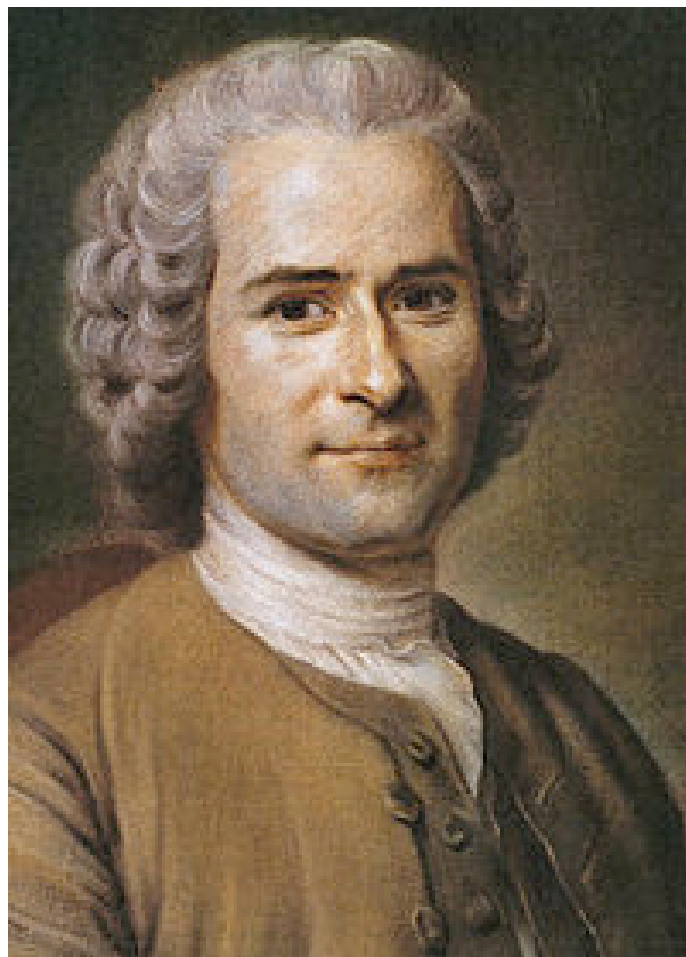
アダム・スミス問題

- 『国富論(諸国民の富)』:「(神の)見えざる手」、自己利益の追求により最適な資源配分
→経済学の祖、市場メカニズムの信奉者
- 『道徳感情論』:道徳規範の源泉としての共感、「公平な観察者」
→共感に基づく社会を構想

マキアヴェリ問題、スミス問題

- ウォーム・マキアヴェリ(スミス)とクール・マキアヴェリ(スミス)がいるわけではない
- マキアヴェリもスミスも二つの著作を矛盾しているとは考えていなかった
- 矛盾しているとしたのは後世の読解

ジャン＝ジャック・ルソー問題



ジャン＝ジャック・ルソー問題

- 『人間不平等起源論』:「本来、自由に生まれたはずの人間は、なぜ社会の鎖にしばられるようになったのか」
→自由を愛し、拘束を嫌う思想家ルソー
- 『社会契約論』:「人は社会の一般意志に従うことで、自由であることを強制される」
→全体主義の理論家ルソー

読んでみよう①

- 「各構成員の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り保護するような、結合の一形式を見出すこと。そうしてそれによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること。」これこそが根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える」（『社会契約論』、29頁）

考えてみよう！

人は他人と一緒にいて、
しかも自由であり続ける
(=自分にのみ従う)ことが
できるかな

読んでみよう②

- 「この結合行為は、直ちに、各契約者の特殊な自己に代って、一つの精神的で集合的な団体をつくり出す。その団体は集会における投票者と同数の構成員からなる。それは、この同じ行為から、その統一、その共同の自我、その生命およびその意志を受けとる」(『社会契約論』、31頁)

考えてみよう！

社会に「共同の自我」や
「共同の意志」なんて
あるのかな？

読んでみよう③

- 「人民が十分に情報をもって審議するとき、もし市民がお互いに意志を少しも伝えあわないなら[徒党をくむなどのことがなければ]、わずかの相違がたくさん集まって、つねに一般意志が結果し、その決議はつねによいものであるだろう」(『社会契約論』、47頁)

考えてみよう！

相互の意志を伝えることなく、
どうやって共通の意志をつくるの
だろうか

読んでみよう④

- 「主権の行為とは、本来何であろうか？それは上位者と下位者との約束ではない。政治体とその構成員の各々との約束である（中略）。公平な約束だ、すべての人に共通だから。有用な約束だ、一般の幸福だけを対象とするのだから（中略）。臣民がこのような約束にのみ従うかぎり、彼らは、何びとにも服従せず、自分自身の意志のみに服従するのである」（『社会契約論』、52頁）

考えてみよう！

すべての人に共通で、
一般の幸福を対象とするルールは、
つねに正しいか

読んでみよう⑤

- 「個人については、その意志を理性に一致させるように強制しなければならない。公衆については、それが欲するところを教えてやらなければならない(中略)。この点からこそ、立法者の必要が出てくるのである」(『社会契約論』、61頁)

考えてみよう！

スーパーマンのような
「立法者」がいなければ、
個人も人民もやっていけない
のだろうか？

読んでみよう⑥

- 「ある法が人民の集会に提出されるとき、人民に問われていることは、正確には、彼らが提案を可決するか、否決するかということではなくて、それが人民の意志、すなわち、一般意志に一致しているかいないか、ということである」(『社会契約論』、149頁)

考えてみよう！

考えるべきは
「賛成か、反対か」ではなく、
「一般意志に合致しているか」？

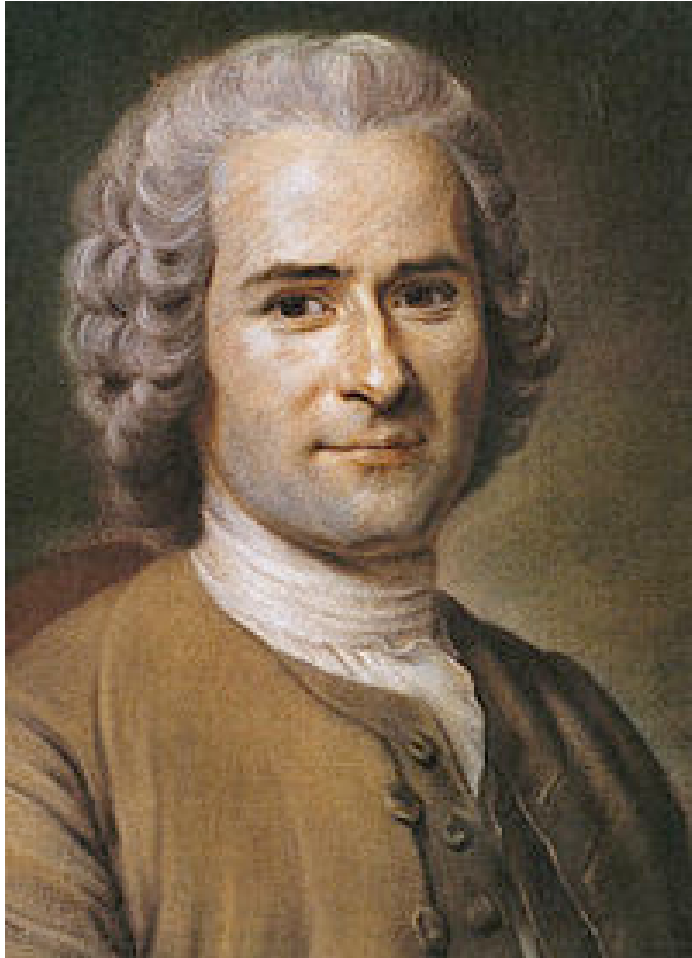
読んでみよう⑦

- 「そこで、主権者がその項目をきめるべき、純粹に市民的な信仰告白がある。それは嚴密に宗教の教理としてではなく、それなくしてはよき市民、忠実な臣民たりえぬ、社交性の感情としてである。それを信じることを何びとにも強制することはできないけれども、主権者は、それを信じないものは誰であれ、国家から追放することができる」(『社会契約論』、191頁)

考えてみよう！

主権者が、
人の信じるべきことを決定し、
反対する人を追放するって
やっぱり全体主義？

ルソーさん、結局あなたは
何を言いたいの？



引用文献・画像

- ルソー(桑原武夫・前川貞次郎訳)『社会契約論』、岩波文庫、1954年
(マキアヴェリの画像)
- Wikipedia「ニッコロ・マキヤヴェツリ」
(アダム・スミスの画像)
- Wikipedia「アダム・スミス」
(ルソーの画像)
- Wikipedia「ジャン＝ジャック・ルソー」